

## 平成30年度 地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途

平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税率も消費税の1%分から1.7%分に引き上げられました。この地方消費税の増収分(社会保障財源化分)は、すべて社会保障施策に充てられることとされています。

平成30年度当初予算への社会保障財源化分の充当状況は次のとおりです。

■歳入 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 69,473 千円

■歳出 (単位:千円)

事業名	事業費	財源内訳			
		特定財源	一般財源	うち引き上げ分の地方消費税交付金	
社会福祉	子ども福祉医療費給付事業	30,803	5,043	25,760	7,159
	障がい者福祉医療費給付事業	24,626	10,743	13,883	3,858
	障がい児福祉事業	184,867	124,391	60,476	16,806
	子育て支援センター運営事業	8,010	810	7,200	2,001
社会保険	国民健康保険事業(繰出金)	35,360	23,820	11,540	3,207
	介護保険事業(繰出金)	123,381	0	123,381	34,288
保健衛生	集団健康診査事業	12,287	4,535	7,752	2,154
	合計	419,334	169,342	249,992	69,473